

差別をなくして明るい職場を

東芝は 差別争議を解決し

法を守り 公正な処遇をおこなえ

いま東芝は、原子力発電所設備の検査データ改ざん事件や談合事件の続発により「法を守らない企業体質」にたいする社会的な批判をあびています。

労組法違反や労基法違反は どうでもよいというんですか？

社内の法令遵守教育では、配布された教育資料は「社外秘」扱いとされ「口止め教育なの？」という疑問の声もでています。

「会社はコンプライアンス・法令遵守というけど、労働組合法で決められている労働委員会命令の履行義務を果たさず法違反を続けるのは許されるのか？」という従業員の質問



東芝の職場を明るくする会の申立人と職場の仲間
三多摩メーデー壇上で支援の訴え(5月1日・東京)
詳細はホームページに、検索は「東芝の職場」です。
www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

- 労働委員会の命令 -

東芝は、賃金や役職の差別を是正せよ。
賃金格差は、東芝が元警官を雇い東芝扇会(秘密組織)を使って差別してきたことによるものであるから是正せよ。
労働者の権利を守り、生活向上をめざす活動をきらって、申立人らを差別してきたのは労働組合法違反であり中止せよ。
労組法の命令履行義務違反・東芝の横暴は許せない！

に、法令遵守教育の講師はまともに答えられませんでした。さらに愛知工場、京浜事業所、マイクロエレクトロニクスセンターのサービス残業・労働基準法違反問題では、労基署の指導があっても、サービス残業代の一部しか払っていません。

東芝が憲法9条 改定の旗振り

東芝は、職場の中では憲法違反の「問題者名簿」をつくって労働者を差別し、他方では防衛庁天下りを顧問にして「弾道ミサイル防衛構想を実現するには、憲法の改定が必要」(西元徹也東芝顧問・元統幕議長)と言わせています。



早期全面一括解決めざし 大きな御支援を

東芝の職場では、第1次と第2次の申立人12名と職場の仲間あわせて約100名が東芝の職場を明るくする会に団結し、全労連と地域労連の支援を受けて運動を全国に広げ、次の要求の実現をめざしています。

東芝は差別を是正し、差別の被害を償え。
差別をなくして公正な処遇をおこなえ。
元警官が指導する秘密組織・東芝扇会 = 自己啓発の会を解散せよ。

東芝争議の一日も早い解決のために、職場と地域のみなさんのご支援をお願いします。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会 2006年 5月

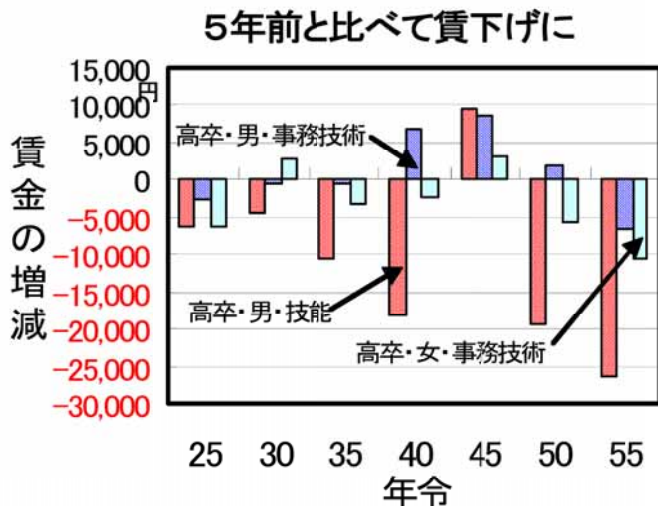
〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

賃金格差の拡大にストップかけよう 希望者が安心できる雇用延長制度に

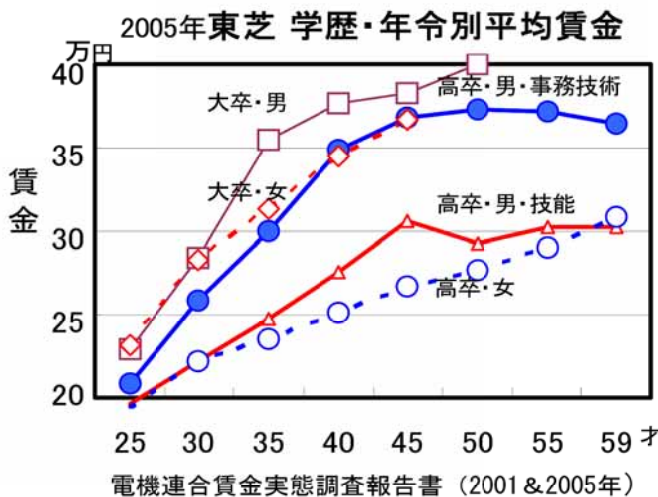
ことしの春闘は「電機はベースアップ500円」と言われていますが、実際には昨年に比べて大幅減収になっています。

2万円賃下げ これが成果主義？ 2001年からの5年間で

増税や社会保険の負担増のほかに、ポイント制の福利厚生制度に切り替え社内食堂への会社補助金カットで料金値上げ、扶養手当のカット



成果主義賃金制度で、昇給頭打ち



による減収などが賃上げを大きくうわまわっています。電機連合の賃金実態調査をみると、左上の図でわかるように高卒男子・技能職の年齢別賃金水準は、過去5年間で約2万円も引き下げられました。「賃金体系を維持した」という会社の宣伝はウソだったのです。

また、左下の図でハッキリしているように、成果主義賃金は、役職につかないと40才から賃金が上がらない仕組みであり、松下電器など同業他社に比べて5～10万円も低くなっています。このような「成果」主義の名による新たな差別や格差の拡大にストップをかけましょう。

厚生労働省に要請 差別のない雇用延長制度に

5月12日、電機懇に加入している日立、東芝、NEC、沖電気などの各職場の代表は、厚生労働省にたいして「改正高年齢者雇用安定法の趣旨にそって希望者全員の雇用継続・延長」について電機各社に指導を強めるように要請し「東芝の制度は、55才での選択・選別があるなど電機の中でも問題が多い」ことを強く訴えました。厚労省は労使合意の問題を指摘しました。



厚労省に要請する電機懇と各職場の代表

この要請には日本共産党の小池参議院議員秘書も参加しました。

雇用・不払い残業・労災・職業病の相談は
個人加入の労働組合・電機ユニオン
全労連と最寄りの地域労連へ
電機ユニオン：03-3455-6006
全労連：0120-378-060

東芝の職場を明るくする会 労働運動を強める東芝の会 2006年 5月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225安伸ビル Tel & Fax 044-533-1408